

岐阜本巣特別支援学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決してゆるされないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

②いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめが生まれる背景は様々で（障がい者、外国籍、性同一性障がい、被災者等）あるため、十分見極めて指導しなければならない。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査して判断する。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。

- いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- 児童生徒の積極的ないじめ防止活動を推進する。
- 「早期発見・事案対処マニュアル」は別に定める。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、取組の改善を図る。
- 学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に学校ホームページへの掲載等で、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(4) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

〔組織の名称〕

いじめ防止委員会

〔組織の構成員〕

- ・学校関係者 校長、教頭、各部主事、教務主任、生活支援部長、進路支援部長、健康支援部長、支援センター部長、生活支援部人権教育担当
- ・第三者 臨床心理士、弁護士、保護者代表（PTA会長）、地域代表（学校運営協議会委員）

〔組織の運営〕

- ・いじめの防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する。
- ・年2回いじめ防止委員会を開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体をとおして、全ての児童生徒に正しい人権意識を育成する。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生活支援部】

- ・家庭との連携を密にして、児童生徒の実態に合わせたきめ細かな生徒指導を行う。
- ・定期的に心の健康調査を実施し状況を把握する。
※心の健康調査は、県がいじめ調査に合わせて年3回実施（7月、12月、2月）
- ・学校と家庭の役割を明確にするとともに全校体制による日常的な教育相談を行う。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動などの体験機会を通して、社会の一員としての自覚を促すことにより、自己有用感や自己肯定感を育ませる。

【教務部】

- ・個別の指導計画に基づいたきめ細かな教育を推進する。
- ・障がいの程度や発達段階、学習状況等、多様な実態に対応した学習環境の工夫改善に努める。
- ・道徳教育の系統化を図り、継続的な学習体制を構築する。

【進路支援部】

- 一人一人の児童生徒の障がいの状況や発達段階等に応じたキャリア教育を小学部段階から実施し、将来の社会自立、参加に向けて取り組む力を育成する。

【健康支援部】

- 体力の向上及び心身の健康の保持増進を図り、豊かな心をもった活力ある生活づくりを推進する。
- 規則正しい生活習慣を身に付けさせると共に健康な体と心に重点をおいた習慣を養護教諭と連携しながら行う。

【支援センター部】

- 個別の教育支援計画の策定を進め、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援をする。
- ケース会議、支援会議の充実に向け、校内関係者、関係機関との連携を図る。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

※（未）は、未然防止の取組 ・（早）は、早期発見の取組

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 児童生徒情報交換会 第1回校内いじめ防止職員研修	・高等部保護者に高等部の心得を話す。（未） ・児童生徒情報交換会(職員)（早） ・いじめ防止基本方針の共通理解（未）
5	第1回いじめ防止委員会 三者懇談	・いじめ防止の年間の取組について検討（未） ・生徒の生活状況や問題意識等の確認（早）
6	MSリーダーズ活動	・あいさつ運動（未）
7	第1回心の健康調査 第1回県いじめ調査（4～7月） 三者面談 「夏休みの生活について」発行	・第1回心の健康調査（未） ・第1回県いじめ調査（4～7月）（未） ・家庭生活の状況確認（早） ・学校以外の相談先の周知（未・早）
8	職員教育相談（人権）研修会	・職員の人権研修会（未）
9	SOSの出し方に関する教育	・中学部・高等部生徒対象（未）
10	三者懇談	・学校生活等の状況確認（早）
11	MSリーダーズ活動	・地域清掃活動（樽見鉄道本巣駅）（未）
12	第2回心の健康調査 第2回県いじめ調査（8～12月） 人権教育研修 「冬休みの生活について」発行	・第2回心の健康調査（早） ・第2回県いじめ調査（8～12月）（未） ・ひびきあいの日（高等部生徒対象）（未） ・学校以外の相談先の周知（未・早）
1	MSリーダーズ活動	・あいさつ運動（未）
2	第3回心の健康調査 第2回いじめ防止委員会	・第3回心の健康調査（早） ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題（未）
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 「春休みの生活について」発行 第2回校内いじめ防止職員研修	・第3回県いじめ調査（1～3月）（未） ・学校以外の相談先の周知（未・早） ・今年度の反省と来年度に向けての方針（未）

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。)

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

〔組織対応〕

- ・いじめ防止委員会による対応

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）

- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

〔対応順序〕

- ・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が発生した」という申立てがあった時は、その時点で“重大事態が発生した”ものとして対応を行う。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・いじめ防止委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を

理由に説明を怠ることがないようにする。

- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- 児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- 調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

児童生徒の個人調査データ(心理検査、いじめ調査、心の健康調査等)の原本等の一次資料、事実確認の結果を記録した分書等の二次資料及び調査報告は、保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、児童生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年4月	一部改定
平成29年10月	一部改定
令和 元年7月	一部改定
令和 2年4月	一部改定
令和 4年4月	一部改定
令和 5年4月	一部改定